

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月11日
【会社名】	カーリットホールディングス株式会社
【英訳名】	Carlit Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 出口 和男
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋1丁目17番10号（ 1 ）
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	日本カーリット株式会社 経理部長 柴田 良明
【最寄りの連絡場所】	日本カーリット株式会社 東京都千代田区神田和泉町1番地
【電話番号】	日本カーリット株式会社 東京（5821）2020（代表）
【事務連絡者氏名】	日本カーリット株式会社 経理部長 柴田 良明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	14,950,847,011円（ 2 ）
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

- (注) 1. カーリットホールディングス株式会社は、本届出書提出日現在において、未成立であるため、上記〔本店の所在の場所〕は未確定であり、本店所在予定地を記載しております。
2. 本届出書提出日現在において未確定であるため、日本カーリット株式会社の平成25年3月31日現在における株主資本の額（簿価）を記載しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	20,600,000株 (注) 1 . 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。(注) 3 . 4

(注) 1 . 日本カーリット株式会社（以下「日本カーリット」といいます。）の発行済株式総数20,600,000株（平成25年3月31日時点）に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となるカーリットホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。

2 . 普通株式は、平成25年4月26日に開催された日本カーリットの取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議）及び平成25年6月27日開催予定の日本カーリットの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。

3 . 日本カーリットは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。

4 . 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【募集の方法】

株式移転の方法によることとします。

(注) 1 . 普通株式は、本株式移転により当社が日本カーリットの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における日本カーリットの株主に対し、日本カーリットの普通株式1株に対して1株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本金に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、日本カーリットの前事業年度末における株主資本の額（簿価）は14,950,847,011円であり、発行価額の総額のうち1,204,600,000円が資本金に組み入れられます。

2 . 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続きを行い、平成25年10月1日より市場第一部に上場する予定です。

東京証券取引所への上場申請手続は、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定めるテクニカル上場（同規程第208条）により上場する予定です。このテクニカル上場は、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る（東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

### 3【募集の条件】

#### (1)【入札方式】

##### 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

##### 【申込取扱場所】

該当事項はありません。

##### 【払込取扱場所】

該当する事項はありません。

### 4【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 5【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

#### (2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

#### 東京証券取引所市場第一部への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式会社である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」（注）2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所市場第一部への上場を予定しております。

## 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

### 第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

#### 1【組織再編成の目的等】

##### 1. 株式移転の目的及び理由

日本カーリットは大正7年の創業以来、爆薬、信号用火工品、工業薬品、農薬、電極・電解装置、電子材料、機能性材料など、様々な事業分野へ進出してまいりました。また、当社グループ（日本カーリット株式会社他連結子会社9社・関連会社2社のことを指し、以下「グループ」といいます。）では、ボトリング事業、シリコンウェーハ事業および研削材や塗料・塗装事業等を行い、技術力を礎に事業活動を展開しております。

平成23年度にスタートしました中期3カ年経営計画『飛躍 500』では、「事業領域の拡大、市場の拡大、シェアの拡大という3つの拡大戦略により売上高500億円の化学会社への成長」を基本方針に企業価値の向上に努めております。具体的には、平成23年10月に東南アジア地域での事業展開を図るためシンガポールに現地法人Carlit Singapore Pte.Ltd.を設立、平成24年8月には各種耐火・耐熱金物、公害防止機器部品の製造販売等を行っている並田機工株式会社を連結子会社とし、新たに金属加工分野での事業展開を図りグループとしての拡大戦略を遂行しております。

中期経営計画の完遂、さらには次期「中・長期計画」を見据えると、今後も海外現地法人の設立やM&A、他社との戦略的提携など事業再編は不可欠と考えており、継続的な成長やさらなる業容の拡大など、企業価値をより高める体制として、グループ全体の経営戦略の策定と業務執行機能を分離した「純粋持株会社」体制へ移行する時期にあると判断しております。

持株会社制への移行により、持株会社は、グループ横断的な戦略の立案や実施、経営管理、資金・人材の適正配分などを行い、包括的な立場から各事業会社を支援することになり、各事業会社は、それぞれの事業に専念することになります。また、中立な観点での事業評価・監査などにより透明性が高まり、ガバナンス体制の強化および経営責任の明確化ならびに経営構造改革のスピードアップ化により一層の企業価値の向上に資するものと考えております。

## 2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

## (1) 提出会社の企業集団の概要

## 提出会社の概要

(1) 商号	カーリットホールディングス株式会社 ( 英文名 : Carlit Holdings Co., Ltd. )		
(2) 所在地	東京都中央区京橋 1 丁目17番10号		
(3) 代表者および役員 就任予定者	代表取締役	出口 和男	現 日本カーリット 代表取締役社長
	取締役	富澤 満	現 日本カーリット 取締役兼専務執行役員
	取締役	廣橋 賢一	現 日本カーリット 取締役兼常務執行役員
	取締役	山本 秀雄	現 日本カーリット 執行役員 現 ジェーシーボトリング(株) 代表取締役社長
	取締役( 社外 )	和久井 幸男	現 日本カーリット 社外取締役 現 (株)ダンホールディングス 代表取締役社長
	監査役( 社外 )	古屋 直樹	現 日本カーリット 常勤監査役
	監査役( 社外 )	安達 義二郎	現 日本カーリット 監査役 現 みずほ信不動産販売(株) 代表取締役副社長
	監査役	佐々木 正昭	現 日本カーリット 監査役
	監査役	小沼 幸治	現 日本カーリット 監査役
(4) 主な事業の内容	子会社等の経営管理およびそれに附帯または関連する業務		
(5) 資本金	1,204,600,000円		
(6) 決算期	3月31日		
(7) 純資産	未定		
(8) 総資産	未定		

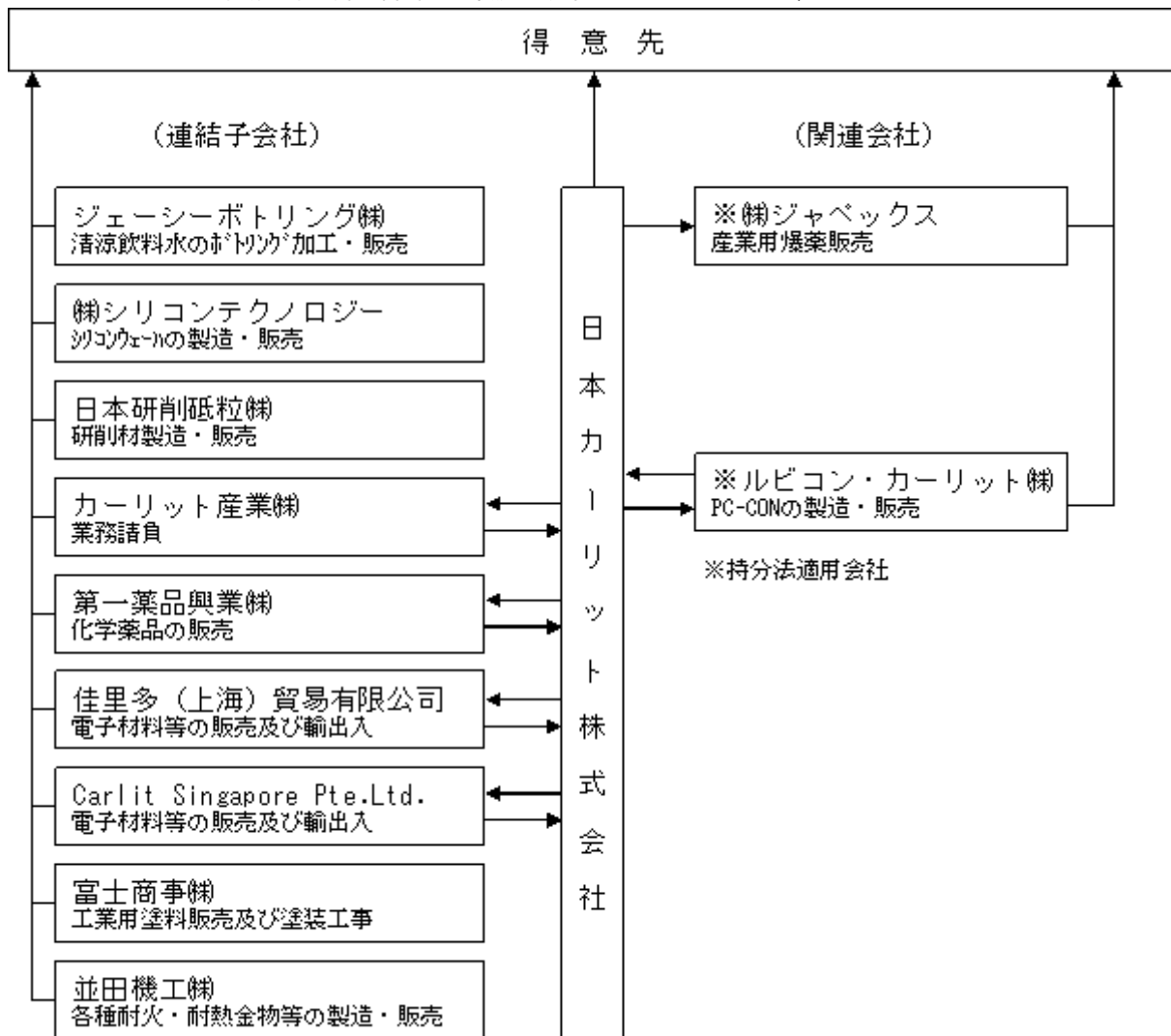
## 提出会社の企業集団の概要

当社と日本カーリットの状況は、以下のとおりであります。

日本カーリットは、平成25年6月27日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成25年10月1日（予定）を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合	関係内容					
					役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借	業務提携 等
当社役員 (名)	当社従業員 (名)									
( 連結子会社 ) 日本カーリット(株)	東京都 千代田区	1,204	化学品、電子 材料品等の製 造及び販売	100.0%	未定	未定	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、日本カーリットは当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となる日本カーリットの平成25年3月31日時点の状況は以下のとおりであります。



## 関係会社の状況

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容 (注1)	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ジェーシーボトリング㈱ (注2)	東京都千代田区	400,000	ボトリング	85	日本カーリット所有のボトリング工場を賃貸している。
㈱シリコンテクノロジー (注2)	東京都千代田区	450,000	シリコンウェーハ	86	
日本研削砥粒㈱	東京都千代田区	95,000	その他	100	日本カーリット所有の土地を賃貸している。
カーリット産業㈱	群馬県渋川市	30,000	その他	100	日本カーリットの業務の一部を請負している。
第一薬品興業㈱	東京都中央区	10,000	その他	100	日本カーリットの化学品製品の一部を販売しているほか、原料の一部を購入している。
佳里多(上海)貿易有限公司	中国上海市	70,000	その他	100	日本カーリットの化学品製品の一部を販売しているほか、原料の一部を購入している。
Carlit Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	600,000S\$	その他	100	日本カーリットの化学品製品の一部を販売している。
富士商事㈱	大阪府大阪市北区	12,000	その他	100	日本カーリット所有の土地を賃貸している。
並田機工㈱	大阪府大阪市大正区	33,000	その他	100	
(持分法適用関連会社) ㈱ジャベックス	東京都港区	100,000	化薬	30	日本カーリットの化薬製品の販売をしている。
ルピコン・カーリット㈱	長野県伊那市	300,000	化学品	47	日本カーリットの化学品製品の一部を製造・販売している。

(注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社はジェーシーボトリング㈱、㈱シリコンテクノロジーであります。

3 平成24年8月28日付で並田機工㈱および同社グループ会社、計4社の株式を全株取得し、連結子会社といたしました。なお、グループ会社3社は、平成25年3月1日をもちまして並田機工㈱と合併しております。

4 売上高(連結子会社相互間の内部売上高を除く)が連結売上高の10%を超える連結子会社の「主な損益情報等」は、次のとおりであります。

名称	売上高(千円)	経常利益(千円)	当期純利益(千円)	純資産額(千円)
ジェーシーボトリング㈱	19,251,361	330,118	198,381	842,294

## (2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

### 資本関係

本株式移転により、日本カーリットは当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

### 役員の兼任関係

当社の取締役及び監査役は、日本カーリット及び当社グループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定であります。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

### 取引関係

当社の完全子会社である日本カーリットと関係会社の取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

## 2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

## 3【組織再編成に係る契約】

### 1．株式移転計画の内容の概要

日本カーリットは、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成25年10月1日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を平成25年4月26日開催の同社取締役会において決定いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時における日本カーリットの株主に対し、その保有する日本カーリットの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成25年6月27日開催予定の日本カーリットの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています（詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）。

本株式移転の内容は、次の「株式移転計画書」のとおりであります。



## 2. 株式移転計画の内容

## 株式移転計画書（写）

日本カーリット株式会社（以下「甲」という。）は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

（乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第1条 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

## (1) 目的

乙の目的は、別紙「カーリットホールディングス株式会社定款」第2条に記載のとおりとする。

## (2) 商号

乙の商号は、「カーリットホールディングス株式会社」とし、英文では、「Carlit Holdings Co., Ltd.」と表示する。

## (3) 本店の所在地

乙の本店の所在地は、東京都中央区に置く。

## (4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「カーリットホールディングス株式会社定款」に記載のとおりとする。

（乙の設立時取締役等の氏名及び設立時会計監査人の名称）

第2条 乙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

出口和男、富澤満、廣橋賢一、山本秀雄、和久井幸男（社外）

2. 乙の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

古屋直樹（社外）、安達義二郎（社外）、佐々木正昭、小沼幸治、山本光介（補欠の社外監査役）

3. 乙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

新日本有限責任監査法人

（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

第3条 乙は、本株式移転に際して、本株式移転により乙が甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主に対し、その所有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時現在発行する普通株式の総数と同数の乙の普通株式を交付する。

2. 乙は、本株式移転に際して、前項に基づき割当ての対象となる基準時における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

（乙の資本金及び準備金の額）

第4条 乙の設立時における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

## (1) 資本金の額

1,204,600,000円

## (2) 資本準備金の額

301,150,000円

## (3) 利益準備金の額

0円

## (4) その他資本剰余金の額

会社計算規則第52条第1項柱書に定める株主資本変動額から上記(1)の額及び(2)の額の合計額を減じて得た額

## (5) その他利益剰余金の額

0円

（乙の成立の日）

第5条 乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、平成25年10月1日とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

（本計画承認株主総会）

第6条 甲は、平成25年6月27日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

（乙の上場証券取引所）

第7条 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所への上場を予定する。

（乙の株主名簿管理人）

第8条 乙の株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社とする。

（事情変更）

第9条 本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

（本計画の効力の発生）

第10条 本計画は、甲の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合は、その効力を失う。

平成25年4月26日

甲：東京都千代田区神田和泉町1番地  
日本カーリット株式会社  
代表取締役社長 出口 和男

カーリットホールディングス株式会社  
定款

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、カーリットホールディングス株式会社と称し、英文では、Carlit Holdings Co., Ltd.と表示する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 爆薬、火工品その他一般火薬類の製造および売買
- (2) 塩素酸塩類、亜塩素酸塩類、過塩素酸塩類その他一般化学工業品の製造および売買
- (3) 農薬、農業資材の製造および売買
- (4) 電子部品ならびに電子部品の原材料の製造および売買
- (5) 機能性材料の製造および売買
- (6) 試薬および医薬部外品の原材料の製造および売買
- (7) 研削材その他一般電気化学工業品の製造および売買
- (8) 化学機械器具ならびに装置類の設計、製作、据付、売買、賃貸および技術指導
- (9) 建築物、電気工作物ならびに配管施設の設計、施工および工事監理
- (10) 不動産の賃貸、管理および運用
- (11) 清涼飲料水の製造および売買
- (12) 一般貨物自動車運送事業ならびに倉庫業
- (13) 塗料、絵具およびインキの販売ならびに塗装工事
- (14) 溶剤顔料および付属原材料の売買
- (15) ステンレス鋼等の各種耐火、耐熱金物の製造および売買
- (16) 公害防止機器の各種部品の製造および売買
- (17) 各種産業用製缶加工品、機械加工品の製造および売買
- (18) 自然エネルギー等による発電事業およびその管理、運営ならびに電気の売買
- (19) 産業廃棄物の収集、運搬、処理及び再生
- (20) 前各号に付帯関連する一切の事業
- (21) 他会社に対する投資又は会社設立の発起人となること

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、不測の事態により電子公告出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

## （発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

## （自己株式の取得）

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引により自己の株式を取得することができる。

## （単元株式数）

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

## （単元未満株式についての権利）

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

## （単元未満株式の買増し）

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

## （株主名簿管理人）

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

## （株式取扱規程）

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

## （招集）

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

## （定時株主総会の基準日）

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

## （招集権者および議長）

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

## （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

## (決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

## (議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

## (員数)

第19条 当会社の取締役は、11名以内とする。

## (選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

## (任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

## (代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

## (取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

## (取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

## (取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

## (取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## (報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

## （社外取締役の責任限定）

第28条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意で重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第5章 監査役および監査役会

## （員数）

第29条 当社の監査役は、4名以内とする。

## （選任方法）

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

## （補欠監査役の選任）

第31条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

## （任期）

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

## （常勤の監査役）

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

## （監査役会の招集通知）

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

## （監査役会規程）

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

## （報酬等）

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## （社外監査役の責任限定）

第37条 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意で重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第6章 計算

## （事業年度）

第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

## （剰余金の配当）

第39条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

## （中間配当）

第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

## （配当金の除斥期間）

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 附 則

## （最初の事業年度）

第1条 当社の最初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、当社の設立の日から平成26年3月31日までとする。

## （最初の取締役および監査役の報酬等）

第2条 当社の最初の取締役に対する、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの額（以下「当初金銭報酬」という。）は、第27条の規定にかかわらず、年額240百万円以内とする。（但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）

2 当社の最初の監査役に対する当初金銭報酬は、第36条の規定にかかわらず、年額60百万円以内とする。

## （附則の削除）

第3条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

#### 4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

##### 1．株式移転比率

	カーリットホールディングス株式会社 (完全親会社)	日本カーリット株式会社 (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1．本株式移転に伴い、日本カーリットの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。

なお、当社の単元株式数は、100株といたします。本株式移転により、日本カーリットの株主の皆さまに交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

##### 2．当社が本株式移転により発行する新株式数（予定）：普通株式20,600,000株

上記平成25年3月31日現在における日本カーリットの発行済株式総数から算定した株式数であり、本株式移転の効力発生に先立ち、日本カーリットの発行済株式総数が変化した場合に、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、日本カーリットが保有する自己株式（平成25年3月31日現在8,951株）に対しては、株式移転比率に応じて当社の普通株式（同日現在日本カーリットが保有する自己株式の数に対応する普通株式合計8,951株）が割当交付されることとなります。

##### 2．株式移転比率の算定根拠等

本株式移転におきましては、日本カーリット単独の株式移転によって持株会社（完全親会社）である当社を設立するものであり、株式移転直前の日本カーリットの株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆さまに不利益を与えないことを第一義として、株主の皆さまの所有する日本カーリット株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記の通り、本株式移転は日本カーリット単独による株式移転であり、第三者機関による算定は行っておりません。

#### 5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

#### 6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

##### 1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

###### 買取請求権の行使の方法について

日本カーリットの株主が、その有する日本カーリットの普通株式につき、日本カーリットに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年6月27日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日本カーリットに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、日本カーリットが上記定時株主総会の決議の日（平成25年6月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

###### 議決権の行使の方法について

日本カーリットの株主による議決権行使の方法としては、平成25年6月27日開催予定の日本カーリットの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、日本カーリットの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、日本カーリットに提出する必要があります。）。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成25年6月26日午後5時00分までに議決権を行使することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、日本カーリットに上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、平成25年6月24日までに、その有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、日本カーリットは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

##### 組織再編成によって発行される株式の受取方法について



本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、基準時における日本カーリットの株主に割り当てられます。株主は、自己の日本カーリットの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い  
該当事項はありません。

## 7【組織再編成に関する手続】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、日本カーリットは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容を記載した書面を、日本カーリットの本店において平成25年6月12日よりそれぞれ備え置くこととされています。

の書類は、平成25年4月26日開催の日本カーリットの取締役会にて承認された株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、日本カーリットの平成25年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、日本カーリットの営業時間内に日本カーリットの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

定時株主総会基準日	平成25年3月31日(日)
株式移転計画承認取締役会	平成25年4月26日(金)
株式移転計画承認定時株主総会	平成25年6月27日(木)(予定)
日本カーリット上場廃止日	平成25年9月26日(木)(予定)
当社設立登記日(株式移転効力発生日)	平成25年10月1日(火)(予定)
当社上場日	平成25年10月1日(火)(予定)

但し、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

日本カーリットの株主が、その有する日本カーリットの普通株式につき、日本カーリットに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年6月27日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日本カーリットに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、日本カーリットが、上記定時株主総会の決議の日(平成25年6月27日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

## 第2【統合財務情報】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社である日本カーリットの最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。これら日本カーリットの経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次		第111期	第112期	第113期	第114期	第115期	第116期 (参考)
決算年月		平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
売上高	(千円)	30,829,415	30,310,368	28,510,800	30,903,893	35,304,929	37,570,054
経常利益	(千円)	2,471,117	1,676,312	1,547,078	1,997,135	1,648,920	1,525,613
当期純利益	(千円)	1,466,976	1,191,764	856,816	1,283,243	1,028,273	1,595,263
包括利益	(千円)	-	-	-	1,093,412	967,111	1,959,641
純資産額	(千円)	12,799,505	12,932,149	14,045,806	14,953,871	15,720,589	17,479,834
総資産額	(千円)	30,955,082	28,502,486	30,534,949	32,813,986	33,493,337	36,367,454
1株当り純資産額	(円)	614.29	619.84	673.78	716.26	754.58	841.00
1株当り当期純利益金額	(円)	71.49	57.90	41.61	62.32	49.94	77.47
潜在株式調整後1株当り当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	40.9	44.8	45.4	44.9	46.4	47.6
自己資本利益率	(%)	12.2	9.4	6.4	9.0	6.8	9.7
株価収益率	(倍)	6.3	5.8	10.6	7.3	8.4	6.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,044,176	2,360,538	1,935,908	4,067,635	3,021,864	1,402,793
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	916,559	1,609,080	1,848,166	1,697,041	1,287,785	1,463,120
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,114,338	444,885	29,179	1,181,982	3,228,207	837,749
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	1,405,843	1,712,415	2,226,114	3,411,702	1,918,892	2,726,647
従業員数	(名)	582	620	612	643	650	741

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第116期(平成25年3月期)については、新日本有限責任監査法人の監査が終了していないため、「監査報告書」は受領しておりません。

### 第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】

該当事項はありません。

## 第三部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

#### 2【沿革】

平成25年4月26日 日本カーリットの取締役会において、日本カーリットの単独株式移転による持株会社「カーリットホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成25年6月27日 日本カーリットの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、日本カーリットがその完全子会社となることについて決議（予定）

平成25年10月1日 日本カーリットが株式移転の方法により当社を設立（予定）  
当社普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場（予定）

なお、日本カーリットの沿革につきましては、日本カーリットの有価証券報告書（平成24年6月28日提出）をご参照下さい。

#### 3【事業の内容】

当社は、持株会社として子会社等の経営管理およびそれに附帯または関連する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる日本カーリット及びその関係会社においては、化薬、化学品、ボトリング、シリコンウェーハに関連する事業を主として行っています。日本カーリットおよびその関連会社において営まれている事業内容および当該各事業に係る位置づけは次のとおりであります。

##### （化薬事業）

産業用爆薬、自動車用緊急保安炎筒、信号炎筒、危険性評価試験などを主として日本カーリットが製造し、販売を行うほか、サービスの提供を行っております。

##### （化学品事業）

###### < 化成品 >

塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウム、亜塩素酸ナトリウム、農薬、電極などを主として日本カーリットが製造し販売を行っております。

###### < 電子材料 >

有機導電材料、光機能材料などを主として日本カーリットが製造し販売を行っております。

##### （ボトリング事業）

連結子会社のジェーシーボトリング㈱が清涼飲料水のボトリング加工・販売を行っております。

##### （シリコンウェーハ事業）

連結子会社の㈱シリコンテクノロジーがシリコンウェーハを製造し販売を行っております。

その他セグメントに含まれない事業の主要な製品・サービスとして、研削材の製造・販売（日本研削砥粒㈱）、業務請負（カーリット産業㈱）、化学薬品の販売（第一薬品興業㈱）、中国における電子材料等の販売及び輸出入（佳里多（上海）貿易有限公司）、シンガポールにおける電子材料の販売及び輸出入（Carlit Singapore Pte.Ltd.）、工業用塗料販売及び塗装工事（富士商事㈱）、各種耐火、耐熱金物等の製造・販売（並田機工㈱）、不動産賃貸などがあります。

#### 4【関係会社の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる日本カーリットの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等 2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係（1）提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりであります。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

##### (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる日本カーリットの平成25年3月31日現在の連結子会社の従業員の状況は以下のとおりであります。

平成25年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
化薬事業	87
化学品事業	121
ボトリング事業	153
シリコンウェーハ事業	111
報告セグメント計	472
その他	157
全社（共通）	112
合計	741

(注) 1 . 従業員数は就業人員であります。

2 . 従業員が当期に91名増加しておりますが、これは並田機工(株)を新規連結子会社としたことによります。

##### (3) 労働組合の状況

当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となる日本カーリットの従業員（副課長以上を除く）は日本化学産業労働組合連盟日本カーリット労働組合を組織しております。組合員数は、227名であり、労使関係について特記事項はありません。

他の連結子会社は労働組合を組織しておりません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの業績等の概要については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）及び四半期報告書（平成24年8月9日、平成24年11月12日及び平成25年2月14日提出）をご参照下さい。

### 2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットが生産、受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）及び四半期報告書（平成24年8月9日、平成24年11月12日及び平成25年2月14日提出）をご参照下さい。

### 3【対処すべき課題】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）及び四半期報告書（平成24年8月9日、平成24年11月12日及び平成25年2月14日提出）をご参照下さい。

### 4【事業等のリスク】

当社は、本届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転により日本カーリットの完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書提出日現在における日本カーリットの事業等のリスクが当社の事業等のリスクになりうるものが想定されます。日本カーリットの事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において日本カーリットが判断したものであります。

#### (1) 為替相場の変動リスク

当社グループは国内販売を中心に営業活動を展開しておりますが、製品の価格競争力を強めるため、原価低減の一環として原材料の一部を輸入品により調達していることから、為替相場の変動や海外政情・海外物流事情等により安定調達面で影響を受ける可能性があります。また、海外での事業や輸出に関連した取引においての為替レートの急激な変動に対して影響を受ける可能性があります。また、海外子会社の財務諸表を連結財務諸表作成のため円換算しておりますが、円換算後の為替レートの変動により影響を受ける可能性があります。

#### (2) 法的規制のリスク

当社グループでは事業の特性上、化学物質の取り扱いに関する法令等により規制を受けております。

環境問題に対する意識の高まりなどから、化学物質を対象とした各種規制は、ますます強まる傾向にあり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 技術革新のリスク

電子材料製品、機能材料製品、シリコンウェーハ製品等については技術革新のスピードと市場のニーズの変化が非常に速いことに加え、販売価格の下落圧力が強いことなどから、既存製品が陳腐化する可能性があります。

#### (4) 市場動向変動のリスク

ボトルング事業では、多様化する消費者の飲料に対する嗜好に添えていかなければならないブランド各社の販売戦略や天候状態に大きく左右される可能性があります。

**(5) 事故・災害のリスク**

当社グループにおいて、事故・自然災害等について万全の安全対策を講じておりますが、火災類、塩素酸塩類などの危険物を数多く扱っており、万一大きな事故・災害が発生した場合は、設備の損害、事業活動の中断等により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

**(6) 原材料価格変動のリスク**

当社グループの原材料調達については、複数購買を基本戦略とし、安定調達を図っておりますが、原材料価格の変動を製品価格に転嫁できなかった場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

重油、LNG価格の変動は、ボトリング事業では燃料費への影響、また、化学品事業の製造にあたっては相当量の電力を使用するため、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

**(7) 資産評価の変動リスク**

当社グループは、時価のある有価証券等を保有しているため、株式相場が大幅に下落した場合、また、固定資産について回収可能額を測定した結果が帳簿価額を下回る場合、これらの資産評価により、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

**(8) 金利変動のリスク**

当社グループは、事業運営に必要な資金調達を行っており、金利が上昇した場合は、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

**5【経営上の重要な契約等】**

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）及び四半期報告書（平成24年8月9日、平成24年11月12日及び平成25年2月14日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照下さい。

**6【研究開発活動】**

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの研究開発活動については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）及び四半期報告書（平成24年8月9日、平成24年11月12日及び平成25年2月14日提出）をご参照下さい。

**7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】**

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）及び四半期報告書（平成24年8月9日、平成24年11月12日及び平成25年2月14日提出）をご参照下さい。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

##### (1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

##### (2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる日本カーリットの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）をご参照下さい。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

##### (2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる日本カーリットの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）及び四半期報告書（平成24年8月9日、平成24年11月12日及び平成25年2月14日提出）をご参照下さい。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

##### (2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる日本カーリットの設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）及び四半期報告書（平成24年8月9日、平成24年11月12日及び平成25年2月14日提出）をご参照下さい。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

平成25年10月1日時点の当社の状況は、以下のとおりとなる予定です。

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

## 【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,600,000	東京証券取引所 （市場第一部）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	20,600,000	-	-

（注）日本カーリットの発行済株式総数20,600,000株（平成25年3月31日現在）に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は増減することがあります。

## (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成25年10月1日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成25年10月1日	20,600,000	20,600,000	1,204,600	1,204,600	301,150	301,150

（注）日本カーリットの発行済株式総数20,600,000株（平成25年3月31日現在）に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は増減することがあります。



## (5) 【所有者別状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる日本カーリットの平成25年3月31日現在の所有者別状況は次のとおりであります。

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	1	32	28	176	59	10	16,397	16,703	-
所有株式数（単元）	1	73,687	1,659	59,034	6,215	82	65,168	205,846	15,400
所有株式数の割合（%）	0.0	35.8	0.8	28.7	3.0	0.0	31.7	100.0	-

（注）自己株式8,951株は、「個人その他」に89単元、「単元未満株式の状況」に51株含まれております。

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる日本カーリットの平成25年3月31日現在の発行済株式についての議決権の状況は、次のとおりであります。

平成25年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 8,900	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 20,575,700	205,757	同上
単元未満株式	普通株式 15,400	-	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	20,600,000	-	-
総株主の議決権	-	205,757	-

（注）「単元未満株式」欄には、日本カーリット所有の自己保有株式51株が含まれております。

## 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成25年10月1日時点において、当社の自己株式を保有いたしません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの平成25年3月31日現在の自己株式については、次のとおりであります。

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
日本カーリット株式会社	東京都千代田区神田和泉町1番地	8,900	-	8,900	0.0
計	-	8,900	-	8,900	0.0

## (7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

## 【株式の種類等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

## (1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

## (2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、経営環境、業績、将来の事業展開等を総合的に勘案して、株主の皆さまへの利益配分と内部留保額を決定しております。内部留保資金につきましては、今後、成長が期待され、かつ、当社としての独自性を有する分野への研究開発、既存事業の活性化及び事業領域拡大に向けた施策等に投資するとともに、財務体質の改善等に有効活用してまいります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

また、中間配当につきましては、「取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定める予定であります。

なお、剰余金の配当の決定機関は期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

#### 4【株価の推移】

当社は新設会社でありますので、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる日本カーリットの株価の推移は、次のとおりであります。

##### （１）【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第112期	第113期	第114期	第115期	第116期
決算年月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月
最高（円）	549	530	526	483	572
最低（円）	280	322	342	383	360

（注） 最高・最低株価は東京証券取引所の第一部市場におけるものであります。

##### （２）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年12月	平成25年 1 月	平成25年 2 月	平成25年 3 月	平成25年 4 月	平成25年 5 月
最高（円）	454	481	517	572	777	717
最低（円）	405	447	444	471	478	592

（注） 最高・最低株価は東京証券取引所の第一部市場におけるものであります。

## 5【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、次のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する日本カーリットの株式数 (2) 割当てられる当社の株式数(百株)
代表取締役会長兼社長		出口 和男	昭和23年2月11日生	昭和46年4月 日本カーリット入社 平成6年4月 同 新商品開発室長 平成10年6月 同 取締役営業本部副本部長兼化成部品部長 平成14年6月 同 取締役退任 ジェーシービバレッジ㈱常務取締役 平成19年6月 ジェーシービバレッジ㈱副社長 平成20年6月 日本カーリット執行役員ジェーシービバレッジ㈱代表取締役社長 平成22年2月 同 執行役員ジェーシーボトリング㈱代表取締役社長 平成22年6月 同 取締役兼副社長執行役員企画部担当 平成23年4月 同 取締役兼副社長執行役員経営戦略室担当 平成23年6月 同 代表取締役社長 平成24年4月 同 代表取締役社長営業本部、戦略推進本部管掌（現）	(注) 4	(1) 108 (2) 108
取締役		富澤 満	昭和25年4月14日生	昭和46年4月 日本カーリット入社 平成8年4月 同 群馬事業所技術部長 平成11年4月 同 群馬事業所副所長兼電子材料製造部長 平成13年6月 ㈱シリコンテクノロジー常務取締役信濃工場長 平成17年6月 ㈱シリコンテクノロジー代表取締役社長 平成19年6月 日本カーリット取締役兼常務執行役員、購買・物流部、環境安全品質保証部担当 平成20年4月 同 取締役兼常務執行役員化学事業本部、化学品事業本部担当 平成21年6月 同 取締役兼専務執行役員化学事業本部、化学品事業本部担当 平成22年6月 同 取締役兼専務執行役員ジェーシーボトリング㈱代表取締役社長 平成24年4月 同 取締役兼専務執行役員生産部長（現）	(注) 4	(1) 141 (2) 141

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する日本カーリットの株式数 (2) 割当てられる当社の株式数(百株)
取締役		廣橋 賢一	昭和26年7月14日生	昭和50年4月 平成13年7月 平成18年6月 平成19年6月 平成20年6月 平成22年6月 平成23年4月 平成24年4月 平成24年6月	日本カーリット入社 同 経理部長 同 取締役経理部長 同 取締役兼執行役員経理部長 同 取締役兼執行役員経理部担当、購買・物流部長 同 取締役兼執行役員経理部長兼資材部長 同 取締役兼執行役員経理部、資材部担当 同 取締役兼執行役員管理本部長 同 取締役兼常務執行役員管理本部長(現)	(注) 4	(1) 120 (2) 120
取締役		山本 秀雄	昭和29年3月22日生	昭和52年4月 平成9年10月 平成18年4月 平成18年6月 平成19年6月 平成20年4月 平成21年4月 平成21年6月 平成22年6月 平成23年6月 平成24年4月 平成24年6月	日本カーリット入社 同 研究開発センター所長 同 R & Dセンター所長 同 取締役化学品事業本部担当、R & Dセンター所長 同 取締役兼執行役員化学品事業本部担当、R & Dセンター所長、 同 取締役兼執行役員環境安全品質保証部担当、R & Dセンター所長 同 取締役兼執行役員環境安全品質保証部担当、ファインケミカル事業本部長兼R & Dセンター所長 同 取締役兼常務執行役員環境安全品質保証部担当、ファインケミカル事業本部長兼R & Dセンター所長 同 取締役兼常務執行役員化学品事業本部長 同 取締役兼常務執行役員化薬事業本部、化学品事業本部管掌、大阪事業所、九州営業所、北海道営業所担当 同 取締役兼執行役員 ジェーシーボトリング㈱代表取締役社長 同 執行役員 ジェーシーボトリング㈱代表取締役社長(現)	(注) 4	(1) 74 (2) 74
取締役 (注) 1		和久井 幸男	昭和17年8月18日生	昭和41年4月 昭和43年3月 昭和52年2月 平成22年8月 平成23年4月 平成24年6月	大協和石油化学工業㈱入社 ㈱日伸入社 ㈱グラフィックセンター代表取締役社長 ダンサイエンス㈱監査役 ㈱ダンホールディングス代表取締役社長(現) 日本カーリット取締役(現)	(注) 4	(1) 48 (2) 48

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する日本カーリットの株式数 (2) 割当てられる当社の株式数(百株)
監査役 (常勤) (注) 2		古屋 直樹	昭和27年 7月28日生	昭和51年 4月 平成16年 2月 平成19年 6月 平成20年 6月 平成21年 6月 平成23年 4月 平成23年 6月 平成23年 6月	(株)富士銀行入行 (株)みずほ銀行審査第二部長 みずほ信託銀行(株)常務取締役 みずほ総合研究所(株)常勤監査役 芙蓉総合リース(株)常務取締役兼常務執行役員 同社顧問 (株)デイ・シイ監査役 日本カーリット監査役(常勤) (現)	(注) 5	(1) 9 (2) 9
監査役 (注) 2		安達 義二郎	昭和33年 2月25日生	昭和56年 4月 平成18年 6月 平成20年 4月 平成21年 4月 平成22年 4月 平成24年 4月 平成24年 6月	安田信託銀行(株)入社 みずほ信託銀行(株)事務統括部長 同社執行役員業務統括部長 同社執行役員法人業務部長 同社常務執行役員 みずほ信不動産販売(株)代表取締役副社長(現) 日本カーリット監査役(現)	(注) 5	-
監査役		佐々木 正昭	昭和20年 2月14日生	昭和42年 4月 平成10年 6月 平成14年 6月 平成19年 6月 平成20年 6月	日本カーリット入社 同 取締役 同 常務取締役化薬事業本部長 同 執行役員ジェーシービバレッジ(株)代表取締役社長 同 監査役(現)	(注) 5	(1) 110 (2) 110
監査役		小沼 幸治	昭和23年 7月 8日生	昭和47年 4月 平成10年 4月 平成14年 4月 平成16年 4月 平成20年 4月 平成21年 4月 平成22年 6月	日本カーリット入社 同 化薬部長 同 大阪事業所長 同 購買・物流部長 関東高压化学(株)取締役 日本カーリット顧問 同 監査役(現)	(注) 5	(1) 26 (2) 26
計							(1) 636 (2) 636

(注) 1. 取締役和久井幸男氏は、社外取締役であります。

2. 監査役古屋直樹、安達義二郎の両氏は、社外監査役であります。

3. 取締役和久井幸男氏及び監査役古屋直樹、安達義二郎の両氏は、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

4. 取締役の任期は、当社の設立日である平成25年10月1日から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 監査役の任期は、当社の設立日である平成25年10月1日から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までとする。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性や公正さを確保していくうえで、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上の最も重要な課題として認識しております。また、当社はコンプライアンスについてもコーポレートガバナンスを支える根幹の問題として捉えております。当社は、社会の一員としての企業の社会的責任を真摯に受け止め、法令及び社内規程の遵守のみならず、社会的規範、道徳を尊重した透明かつ公正な企業活動を推進してまいります。

#### 会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置いたします。

#### 役員報酬

当社は、取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議によって定めるものとします（但し、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は、総額金240百万円以内とし、監査役の報酬等の額は、総額金60百万円以内とする旨を定款で定める予定であります。但し、取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとする予定であります。）。

#### 取締役の定数

当社の取締役は11名以内とすることを定款で定める予定であります。取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、並びに取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款で定める予定であります。

#### 監査役の定数

当社の監査役は4名以内とすることを定款で定める予定であります。監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定であります。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う旨を定款で定める予定であります。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

##### ア 自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定める予定であります。

##### イ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を支払うことができる旨を定款で定める予定であります。

##### ウ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、社外取締役及び社外監査役として優秀な人材を招聘することができるよう、定款において、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定める予定です。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額とする旨を定款に定める予定です。

**その他の事項**

その他の事項につきましては、当社は新設会社であるため未定であります。

**(2) 【監査報酬の内容等】****【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、金融商品取引法に基づく監査は新日本有限責任監査法人に委嘱する予定です。

**【その他重要な報酬の内容】**

該当事項はありません。

**【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】**

当社は新設会社であるため未定であります。

**【監査報酬の決定方針】**

当社は新設会社であるため未定であります。

**第5 【経理の状況】**

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの経理の状況については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）及び四半期報告書（平成24年8月9日、平成24年11月12日及び平成25年2月14日提出）をご参照下さい。



## 第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定であります。

事業年度	4月1日から3月31日まで（ただし、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から平成26年3月31日までとする予定です。）
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日・3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	（特別口座） 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	（特別口座） 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	未定
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 （公告掲載URL 未定）
株主に対する特典	毎期末（3月31日）の株主に対し、当社株主優待を以下の基準により年1回実施いたします。 100株以上 500株未満 1,500円相当ギフト券 500株以上 1,000株未満 2,000円     " 1,000株以上         2,500円     "

（注）当社定款第9条の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部【特別情報】

### 第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

#### 1【貸借対照表】

当社は、新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 2【損益計算書】

当社は、新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 3【株主資本等変動計算書】

当社は、新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は、新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

## 第五部【組織再編成対象会社情報】

### 第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

#### (1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

##### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（第115期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月28日関東財務局長に提出。

##### 【四半期報告書】

事業年度（第116期 第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月9日関東財務局長に提出。

事業年度（第116期 第2四半期）（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月12日関東財務局長に提出。

事業年度（第116期 第3四半期）（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月14日関東財務局長に提出。

##### 【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成25年6月11日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成24年6月29日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、平成25年4月26日関東財務局長に提出。

#### (2)【上記書類を縦覧に供している場所】

日本カーリット株式会社 本店

（東京都千代田区神田和泉町1番地）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第六部【株式公開情報】

## 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

## 第2【第三者割当等の概況】

## 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

## 2【取得者の概況】

該当事項はありません。

## 3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

## 第3【株主の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる日本カーリットの平成25年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりです。

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
みずほ信託退職給付信託丸紅口再信託受託者資産管理サービス信託	東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	1,997	9.7
日油株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	915	4.4
みずほ信託退職給付信託みずほコーポレート銀行口再信託受託者資産管理サービス信託	東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	913	4.4
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	700	3.4
長瀬産業株式会社	東京都中央区日本橋小舟町5番1号	700	3.4
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	540	2.6
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号	460	2.2
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	424	2.1
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194番地	405	2.0
関東電化工業株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	400	1.9
計	-	7,454	36.2

(注) 1. 出資比率は自己株式8,951株を控除して計算しています。

2. みずほ信託退職給付信託 丸紅口の所有株式は、丸紅(株)が退職給付信託として拠出したものであります。

3. みずほ信託退職給付信託 みずほコーポレート銀行口の所有株式は、(株)みずほコーポレート銀行が退職給付信託として拠出したものであります。

< 当期連結財務諸表に関する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成25年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

## &lt; 当期財務諸表に関する監査報告書 &gt;

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成25年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。